

議案第 9 号

南丹市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 1 項の規定により市が実施する南丹市乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）において、事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の保護者から徴収する費用（以下「利用者負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(金額)

第 2 条 利用者負担金の額は、利用乳幼児 1 人当たり 1 時間につき 300 円とする。

(徴収時期)

第 3 条 利用者負担金は、事業を利用した日に徴収するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(減免)

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。